

川崎市立学校における臨時的任用教職員の採用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次に基づき採用する臨時的に任用する教職員（以下「臨時的任用教職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3及び川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）第39条の規定による臨時的任用
- (2) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定による臨時的任用
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による臨時的任用
- (4) 川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号）第9条第1項第2号の規定による臨時的任用

(定義)

第2条 この要綱において「教職員」とは、川崎市立学校に勤務する教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、学校事務職員、学校用務員及び学校給食調理員をいう。

- 2 この要綱において「欠員」とは、常勤教職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な者が充当されていない場合をいう。
- 3 この要綱において「休業等」とは、前条第2号から第4号までに掲げる法律及び条例に基づく出産休暇、育児休業及び配偶者同行休業をいう。

(採用の条件)

第3条 臨時的任用教職員は、臨時的任用教職員を採用する以外に、欠員となつたために業務を処理することが困難である場合又は対象教職員（休業等を取得しようとする教職員又は休業等を取得した教職員で、臨時的任用教職員を採用することをもってその教職員の業務を処理しようとする教職員をいう。以下同じ。）の業務を処理することが困難である場合に限り採用することができる。

(休業取得予定の報告)

第4条 休業等の取得を予定する対象教職員は、速やかにその旨を所属長に報告するよう努めるものとする。

(教育委員会事務局への報告)

第5条 所属長は、次に掲げる場合等で、第3条に該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告する。

- (1) 欠員が生じることが見込まれる場合
- (2) 教職員から出産休暇の申請を受けた場合
- (3) 川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程（平成2年川崎市教育委員会訓令第5号）で準用する川崎市職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市訓令第4号）第2条第1項に規定する育児休業承認請求書が提出された場合
- (4) 川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第6号）第2条第1項に規定する配偶者同行休業承認申請書が提出された場合
(選考の実施)

第6条 教育長は、前条の報告があった場合で、臨時的任用教職員の採用が妥当であると判断するときは、臨時的任用教職員の採用選考を実施する。

(採用選考の対象者)

第7条 前条に規定する採用選考は、川崎市立学校の臨時的任用職員及び非常勤講師等の登録手続きに関する要領により登録した者を対象として実施する。

(承諾書の提出)

第8条 採用選考に合格した者は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出しなければならない。

(配属先)

第9条 臨時的任用教職員は、対象教職員の所属する組織に配属することを原則とする。

(異動)

第10条 臨時的任用教職員の異動は、対象教職員が復帰した場合又は組織改変等のやむを得ない場合に限るものとする。

(所属長等の義務)

第11条 所属長等は、対象教職員の休業等取得期間について、臨時的任用教職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

附 則（令和2年3月24日 31川教職人第1783号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条に定める教育委員会への報告のほか、この要綱の施行日以降の臨時的任用教職員の任用に係る準備行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。